

特別な事由がある場合の利用者負担額取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担に関する規則第7条に規定する特別な事由がある場合の利用者負担額の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(特別な事由の範囲)

第2条 市長は、利用者負担額の算定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の申込みにより利用者負担額を次の各号の該当する状況を考慮し算定することができる。

(1) 所得の減少によるもの（失業、休、廃業又は疾病、負傷等）

(2) 災害によるもの

(3) 全各号に類するものであって特別の事情があるもの

(算定の方法)

第3条 前条の各号に該当する者の利用者負担額の算定方法は別表のとおりとする。

2 前条に規定する各号のうち、2以上の規定に該当するものについては、利用者負担額が最も低くなる規定を適用する。

(特別な事由の取消)

第4条 市長は、第2条に規定する特別な事由があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、直ちに特別な事由があると認められたことを取り消し、豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る費用の負担に関する規則第3条に基づき算定するものとする。

(1) 資力の回復、その他の事情の変化によって特別な事由が不相当と認められるとき。

(2) 偽りの申込、その他の不正の行為によって特別な事由が認められるとき。

第5条 この要綱に定めるものの他、特別な事由の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、平成27年4月1日から適用する。